

はあとふる



Info. 16

通級による指導とは、通常学級に在籍し授業を受けながら、一部障がいに応じた特別な指導を受けることができる指導形態です。各自治体によって実施形態が異なりますが、在籍する学校内で指導を受けられない場合は、他校に通級したり、通級による指導の担当教師が該当する児童生徒の学校に赴いたりする巡回通級があります。

通級による指導と特別支援学級の違い

通級

通常学級で学習する。
障がい種により異なるが、
週に1～8単位時間特別の
指導（自立活動）を受ける。

特別支援学級

原則として特別支援学級で
学習する。
下学年の教科、内容に替えて
学習する。

対象の児童生徒の障がい種

	通級による 指導	特別支 援学級	特別支 援学校
知的障がい	×	○	○
言語障がい	○	○	×
自閉症・情緒障がい	○	○	×
視覚障がい（弱視）	○	○	○
聴覚障がい（難聴）	○	○	○
LD	○	×	×
ADHD	○	×	×
肢体不自由	○	○	○
病弱及び身体虚弱	○	○	○

通級による指導は、学習の補充をする時間？

特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、**特に必要があるときは**、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができます。（学校教育法施行規則第百四十条より）

各教科の学習の遅れを取り戻すための指導とは異なりますので、注意が必要です。

<LDの通級による指導例>

文章を読むことに苦手意識がある。



振り仮名を振る、拡大コピーをするなどによって子ども自身が読みやすくなることを知る学習をする。ICT機器を活用し、読み上げやデジタル教材など代替手段によって読みやすくなる学習をする。

（心理的な安定（3））

自分に適した方法を理解させ、身に付けさせる指導を行う！

※他にも指導例が載っています。

福島県特別支援教育センター

